



早期再就職支援等助成金 (中途採用拡大コース)

中途採用者の雇用管理制度を整備し、中途採用の拡大を図った事業主に対して助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

- 対象労働者が、次のいずれにも該当すること
 - 中途採用により雇い入れられた方であること
 - 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられた方であること
 - 期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く）として雇い入れられた方であること
 - 雇い入れ日の前日から起算してその日以前1年間において、雇用関係、出向、派遣または請負により申請事業主の事業所において就労したことがない方
 - 雇い入れ日の前日から起算してその日以前1年間において、申請事業主との関係が資本的・経済的・組織的関連性等からみて独立性を認められない事業主に雇用されていた方でないこと
 - 雇い入れ時の年齢が45歳以上である（「45歳以上の中途採用率拡大」の場合のみ）
- 次のいずれの要件も満たす中途加入採用計画を策定し、管轄の労働局に届け出ること
 - 中途採用者の雇用管理制度（募集・採用を除く、労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度、福利厚生など）の整備
 - 中途採用の拡大に取り組む期間（1年間）
- 中途採用計画期間に、次のいずれかの中途採用の拡大を図ること
 - 中途採用計画期間中に対象労働者を2人以上雇い入れ、中途採用率を中途採用計画期間前3年間と比較して20ポイント以上向上させること
 - 中途採用計画期間中の45歳以上の中途採用率を、計画期間前3年間と比較して10ポイント以上向上させること（「45歳以上の中途採用率拡大」の場合のみ）
 - 45歳以上の対象労働者全員の雇い入れ前事業所において支払われていた賃金と、雇い入れ後6カ月間の賃金支払日ごとに支払われる賃金を比較して、いずれも5%以上上昇させたこと（「45歳以上の中途採用率の拡大」のみ）

受給内容

	助成概要	助成額
中途採用率の拡大	中途採用率を20ポイント以上上昇させた事業主に対する助成	50万円
45歳以上の中途採用率の拡大	次のすべてを満たす事業主に対する助成 ・中途採用率を20ポイント以上上昇 ・うち45歳以上の労働者で10ポイント（45歳以上中途採用率拡大目標値）以上上昇 ・当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて5%以上上昇	100万円

※「中途採用率の拡大」と「45歳以上の中途採用率の拡大」の両方の区分について提出することは可能ですが、2つの計画の期間が重複する場合は、1つの区分しか受給することはできません。（両方の区分を満たした場合に150万円が支給されるものではありません。）

取り扱い機関

公共職業安定所